

計画改定後の教育委員会の点検・評価の実施方法について

1 はじめに

本市が毎年度実施している教育委員会の点検・評価（以下、点検・評価という）は、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理と一体的に実施しており、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から知見をいただき、実施しています。

本稿は、中間見直し後の令和8(2026)年度を初年度とする茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（以下、基本計画）に基づき実施する点検・評価の進め方について、これまで実施してきた点検・評価を振り返り、今後の進め方について整理するものです。

2 法的根拠

1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

点検・評価の根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項にあり、点検・評価は教育委員会が行い、その結果を報告書としてまとめ、議会に提出し、公表するものとなっています。また、点検・評価を行うにあたり、同条第2項で「学識経験者の知見を活用する」こととしています。

本市では、点検・評価を基本計画の進行管理と一体で行うこととしているため、同計画の策定又は変更にあたり調査審議する茅ヶ崎市教育基本計画審議会から、点検・評価に対する知見をいただいています。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

茅ヶ崎市教育基本計画審議会の所掌事務を規定している茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条に、「当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議」と規定している。本市では、この規定を根拠に教育委員会が行った点検・評価を審議会へ諮問し、答申（知見）をいただいています。

茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 （所掌事項）

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

3 次年度以降の点検・評価の仕方

次年度以降の点検・評価の仕方については、基本計画の第3部「計画の進行管理」に基づき、次の表のとおりとします。なお、中間見直し後の基本計画を踏まえ、点検・評価の対象となる施策、取り組み、市長部局との連携の施策を一部変更します。

点検・評価 対象年度	令和7年度まで	令和8年度以降
点検・評価 の手法	教育委員会による自己評価の後、審議会による知見をいただくという2段階で、点検・評価を実施。	左記と変更なし。
	○政策について 政策ごとに、指標の推移と各施策に示した活動（実績）から、その効果について分析・考察。また、課題や今後の方向性を記述。	左記と変更なし。
	○施策について 施策に基づき実施した活動ごとに活動（実績）を記述。重点施策については、詳細な取り組み内容や効果を記述。	左記と変更なし。
指標の設定	○市長部局との連携 市長部局と連携する施策に関する活動状況を記述。計画の中間年度（R7）、最終年度（R12）で総括を実施。	左記と変更なし。
	○政策について 政策ごとに指標を設定し、R12年度時点の目標値を設定。なお、目標値については、中間年度であるR7年度までの実績の推移を鑑み、見直しを行う。	○政策について 政策ごとに指標を設定し、指標によりR12年度時点の推計値または目標値を設定。
	○事業（活動）について 活動実績は数値で把握するが、目標値は設定しない。	左記と変更なし。

○評価手法について

点検・評価については、教育委員会の視点だけで点検・評価を行うのではなく、市民、関係団体、学識経験者などの様々な主体の意見を聴きながら、行うことが望ましいと考えます。そこで、引き続き、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から点検・評価に対する知見をいただき、毎年度の点検・評価を実施していきます。

○指標の設定について

指標の設定については、下の表に示したとおりですが、施策に基づき実施した活動については、活動の性質に応じて、その実績が分かるように設定します。

活動の性質	活動実績の把握（例）
人的支援に関する活動	支援した人数・実働時間 日本語指導協力者：8人・総時間 2,960 時間
訪問・相談に関する活動	訪問回数・相談件数・相談等に対する解消率 弁護士有資格職員の対応：90 件 いじめの解消率：98.1%
調査・研究に関する活動	実施した回数 学校経営研究会：1 回
講座・イベント開催に関する活動	講座等の開催回数及び参加者数 ちがさき丸ごと発見博物館講座：11 回・20 人

○指標の目標値について

1) 指標により推計値または目標値を設定

基本計画では目標値を設定していませんが、点検・評価を行うにあたり設定していたこれまでの実績の傾向から定めた数値を推計値とし、個別計画等で目標値を定めている場合はその目標値を採用します。

2) 新型コロナウイルス感染症まん延の影響

「茅ヶ崎市立小中学校児童・生徒意識調査」の結果や社会教育施設の利用割合を見ると、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響と思われる変動が見られています。そこで今回は、令和 2 (2020) 年度～令和 4 (2022) 年度の数値を除き、平成 23 (2011)～令和元 (2019) 年度と令和 5 (2023)～令和 7 (2025) 年度の実績値を用い、推計値を設定します。

3) 市の総人口、児童・生徒数の減少などの影響を踏まえる

政策ごとに位置付けた指標の一部では、社会教育施設や小学校ふれあいプラザなどの「利用割合（利用者数／市人口）」を政策の効果を確認する指標として設定しています。これら利用者数は、市の総人口や児童・生徒数の減少が、利用者数にも影響するものと考えます。そこで、市の将来人口や児童・生徒数の推計結果を鑑み、推計値を設定します。

〔政策1〕児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築						
指 標		現点検・評価 目標値	パターン① R12推計値 コロナ含む	パターン② R12推計値 コロナ除く	パターン③ R12推計値 コロナ明け	改定後 推計値 （目標値）
①	学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）（小6）	50％以上	53.5	49.6	56.3	50%
	学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）（中3）	40％以上	49.2	48.7	60	50%
②	もっと学習したいと思う割合（％）（小6）	35％以上	31.3	29	18	30%
	もっと学習したいと思う割合（％）（中3）	25％以上	26.8	25.1	27.3	25%
③	学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）（小6）	65％以上	73.8	69.9	75	70%
	学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）（中3）	45％以上	70.7	68	80.3	70%
④	授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）（小6）	60％以上	71.5	67.8	63	70%
	授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）（中3）	45％以上	69	66.2	78.7	65%
⑤	学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合（％）（小6）	50％以上	59.9	57.6	65.3	60%
	学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合（％）（中3）	40％以上	51.4	51.4	64.7	50%
〔政策2〕質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備						
①	研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（％）	80％以上	90.1	91.3	80.3	90%
②	「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（％）	75％以上	89.1	87.6	95.2	90%
③	教職員の研修参加者数（人）	1,500人以上	1,780	1,971	2,402	2,000人
④	教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）（％）（小学校）	0%	12.9	-	10.3	(0%)
	教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）（％）（中学校）	0%	46	-	53	(0%)
	教職員の時間外在校等時間の割合（1年当たり360時間を超える教職員の割合）（％）（小学校）	0%	33.39	-	37.3	(0%)
	教職員の時間外在校等時間の割合（1年当たり360時間を超える教職員の割合）（％）（中学校）	0%	73.18	-	79.3	(0%)
⑤	現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合（％）（小教員）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
	現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合（％）（中教員）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
	現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合（％）（事務栄養）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
⑥	「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合（％）（小教員）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
	「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合（％）（中教員）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
	「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合（％）（事務栄養）	80％以上	-	-	-	(80%以上)
〔政策3〕子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進						
①	社会教育関係職員の研修参加者数（人）	年間100人以上	87.0	88.5	323.7	年間90人
②	社会教育主催事業・イベントの参加者数	45,000人以上	7,890	23,725	45,054	23,700人
③	市人口当たりの公民館の利用割合（人）	85％以上	86,994	145,401	185,198	60%
	市人口当たりの公民館の利用割合（％）		35.9	60.1	76.5	
④	公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（％）（小6）	20％以上	4.5	7.6	21.3	8%
	公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（％）（中3）	8％以上	2.8	3.8	6.7	4%
⑤	市人口当たりの青少年会館の利用割合（人）	30％以上	43,602	66,371	88,552	25%
	市人口当たりの青少年会館の利用割合（％）		18	27.4	36.6	
⑥	市人口当たりの体験学習センターの利用割合（人）	30％以上	145,771	117,537	175,752	50%
	市人口当たりの体験学習センターの利用割合（％）		60.2	48.6	72.6	
⑦	青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）	11,000人以上	1,503	3,512	13,344	3,500人
⑧	小学校ふれあいプラザの利用者数（人）	27,000人以上	20,851	23,311	18,820	23,300人
	小学校ふれあいプラザの利用者数（％）	260％以上	195	215	176	215%
⑨	子どもの家の利用者数（人）	23,000人以上	19,047	21,884	19,047	21,900人
	子どもの家の利用者数（％）	120％以上	94	108	94	110%
⑩	貸出点数（点）	4.5点以上	1,015,213	1,026,666	848,521	4.0点
	市民1人当たりの貸出点数（点）		3.8	3.8	3.2	
⑪	図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）（小6）	20％以上	5.9	7.0	10.3	5%
	図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）（中3）	10％以上	4.9	4.9	12	5%
⑫	家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）	60回以上	271	259	-296	260回
⑬	児童クラブの入所児童数（人）	2,300人以上	2,610	2,610	2,498	(3,107人)
〔政策4〕郷土に学び未来を拓く学習環境の整備						
①	市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（％）	8.0％以上	19.3	22.3	11.9	20%
	市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（人）		46,791	54,072	28,692	
②	文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）	2,150人以上	4,801	6,168	6,124	6,200人
③	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）	2テーマ以上	8	19	19	19テーマ
		100人以上	-42	103	20	20人
〔政策5〕教育的効果を高める教育行政の推進						
①	調査研究委員会の研究テーマ（テーマ）	-	-	-	-	-
②	調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人）	5回以上	-6	0	2	2回
		80人以上	-660	-373	62	60人
〔政策6〕安全で安心な教育施設の整備						
①	教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（小6）（％）	55％以上	71.2	68.3	74.3	70%
	教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（中3）（％）	50％以上	65.8	65.9	83	65%
②	教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）	32棟以上	-	-	-	(32棟)
〔政策7〕子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備						
①	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（エネルギー）（児童（8～9歳））（kcal）	650kcal	-	-	-	(650kcal)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（たんぱく質）（児童（8～9歳））（g）	26.0g	-	-	-	(26.0g)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（脂質）（児童（8～9歳））（g）	21.0g	-	-	-	(21.0g)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（食塩）（児童（8～9歳））（g）	2.0g	-	-	-	(2.0g)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（カルシウム）（児童（8～9歳））（mg）	350mg	-	-	-	(350mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（マグネシウム）（児童（8～9歳））（mg）	50mg	-	-	-	(50mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（鉄）（児童（8～9歳））（mg）	2.6mg	-	-	-	(2.6mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（亜鉛）（児童（8～9歳））（mg）	2.0mg	-	-	-	(2.0mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（ビタミンA（レチノール活性当量））（児童（8～9歳））（μg）	200μgRAE	-	-	-	(200μgRAE)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（ビタミンB1）（児童（8～9歳））（mg）	0.4mg	-	-	-	(0.4mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（ビタミンB2）（児童（8～9歳））（mg）	0.4mg	-	-	-	(0.4mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（ビタミンC）（児童（8～9歳））（mg）	25mg	-	-	-	(25mg)
	学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量（食物繊維）（児童（8～9歳））（g）	5.0g	-	-	-	(5.0g)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（エネルギー）（生徒（12～14歳））（kcal）	830kcal	-	-	-	(830kcal)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（たんぱく質）（生徒（12～14歳））（g）	35.0g	-	-	-	(35.0g)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（脂質）（生徒（12～14歳））（g）	28.0g	-	-	-	(28.0g)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（食塩）（生徒（12～14歳））（g）	2.5g	-	-	-	(2.5g)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（カルシウム）（生徒（12～14歳））（mg）	450mg	-	-	-	(450mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（マグネシウム）（生徒（12～14歳））（mg）	120mg	-	-	-	(120mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（鉄）（生徒（12～14歳））（mg）	4.5mg	-	-	-	(4.5mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（亜鉛）（生徒（12～14歳））（mg）	3.0mg	-	-	-	(3.0mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（ビタミンA（レチノール活性当量））（生徒（12～14歳））（μg）	300μgRAE	-	-	-	(300μgRAE)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（ビタミンB1）（生徒（12～14歳））（mg）	0.5mg	-	-	-	(0.5mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（ビタミンB2）（生徒（12～14歳））（mg）	0.6mg	-	-	-	(0.6mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（ビタミンC）（生徒（12～14歳））（mg）	35mg	-	-	-	(35mg)
	学校給食摂取基準に対する生徒の推定摂取量（食物繊維）（生徒（12～14歳））（g）	7.0g	-	-	-	(7.0g)
②	地域の大人に見守られていると思う割合（小6）（％）	55％以上	52.1	53.7	55	55%
	地域の大人に見守られていると思う割合（中3）（％）	40％以上	36.9	37.9	37	40%
③	いつも登下校している通学路が安全だと思う割合（小6）（％）	40％以上	50.8	49.8	53.7	50%
	いつも登下校している通学路が安全だと思う割合（中3）（％）	35％以上	49	47.5	58.7	50%
④	学校内・登下校時の事故報告件数（件）	70件以下	106.5	100.9	83	100件